

議 長

続いて、圓山議員の一般質問を行います。7番圓山議員。

7番

失礼致します。通告順に従いまして、一般質問を致します。

圓山議員

質問の要旨、地域資源の有効利用について尋ねる。様々な地域資源がある中で、太陽光発電など一般的普及しているものもありますが、それ以外のも多々あるかと思えます。今、たまたま私が実験しておりますのが水力発電なるものでありまして、これは中山間センターのご協力で設置して今1週間ぐらいになります。これは順調に稼働しておりますが、こういう素晴らしい物がありますので、こうした利便性のあるものを更に必要としている地域に普及する事も大いに活性化に繋がって、資源の有効利用ということに繋がるんだと思っております。更に、これは街灯利用とか有害鳥獣対策、防犯対策など目的は多面的に利用できるものと考えております。

2番目でございます。「町税の収納率の向上について」。滞納者に対する納税の督促など促しなど施政方針には書かれておりますが、そうしたこと以外にも促す必要はあるかと存じております。例えば自動車関係であります、他町村を見ますと県外ナンバーは、その町の駐車場を使わせないとか、町以外のナンバーは駐車場の利用規制があるとかという事も聞いた事がありますが、参考にして対処していただきたい。

3番目、「消防水利は万全か」。1月に三原地域で家屋火災がありました。その時の消防水利を見ますといろいろな意味で不安があります。川本町の消防水利というのは万全であるのか、これをお尋ねしたい。これは尚且つ、答弁を求めているもの三宅町長と書いておりますので、町長さんからご答弁をいただきたいと思えます。よろしくお願いを致します。

議 長

(議席に帰らず、質問席に帰って下さい。)

それでは、圓山議員の質問のうち、1項目めの「地域資源の有効理由について尋ねる」に対する答弁をお願いします。番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長

圓山議員、ご質問のうち「地域資源の有効利用について尋ねる」についてお答え致します。

新しいエネルギー資源につきましては、資源に乏しい日本では、重要な課題となっております。特に、東日本大震災以降、様々な観点で新しいエネルギーの研究や検討などが盛んに行われ、新しい取り組みも起こりつつあります。川本町の取り組みとしては、平成19年度に、川本町地域新エネルギービジョン策定等事業として調査検討を行い、その報告書が平成20年2月に出されているところでございます。その調査の中では、新エネルギーとして太陽エネルギー、風力エネルギー、木質系をはじめとする各バイオマスエネルギー、小中水力発電などについて、様々な角度から検討がなされております。結果としまして、川本町では、太陽光エネルギー、木質系バイオマスエ

番外左田野
まちづくり
推進課長

エネルギーの利用可能が想定されるという報告となっております。この結果を踏まえまして、平成21年度には、川本町地域新エネルギービジョン策定等事業FS調査として、木質系バイオマス熱利用事業可能性調査を行っております。その調査の報告を基に検討し、弥山荘にチップボイラーが導入されたところがございます。また、太陽光の利活用につきましては、役場庁舎をはじめ、様々な施設などで導入されてきているところがございます。その後も、小水力発電の可能性につきましては、島根県とも協力して、町内の可能性があると思われる箇所を調査したこともあります。残念ながら、初期投資と発電力などを勘案したとき、実用性のある箇所は見つかっていないのが実情でございます。

議員ご指摘の発電方法につきましては、昨年10月発行の「フォトしまね」でも紹介されている発電方法ではないかと考えております。

この発電方法は、その中ではマイクロ水力発電と分類されており、平成24年度から農業用水路などを使い実用化に向けた調査研究が続けられているようでございます。このような発電方法が実用化されるとすれば、水量の豊富な農業用水路が多い中山間地域において有効な方法と思われ、特に既存の電源供給が難しい場所においては、議員の提案にもありましたように、有害鳥獣対策や防犯などの利用にも大変有効な手段になるのではないかと考えておりますので、今後の研究の成果に期待したいと考えます。以上でございます。

議 長

再質問ありますか。7番圓山議員。

7番
圓山議員

そういう地域資源がございます。バイオマス、太陽光、もうこれ一般の業界一般の業社がやっていますね。という事はそれだけメリットがある。ですから江津に大きなバイオマスが出来たり、メガソーラーが出来たり、やっています。じゃなくて小水力発電というのは、たまたま新聞で見て直接電話しました。そうした中で川本には無い、たまたま実際に今あるのは10センチの塩ビのパイプ2本から落水して発電するというもので10ボルト。ですからLEDの電気が9つ、24時間点いている。それで5、6年前町内の蛍光灯の防犯灯ですね、LEDの電球に変わる時がありましたよね。その時に我が家にも町道が入っているんですがLEDの防犯灯を点ける場所がない。電柱が一本も無い。あの町道沿いに。そういう町道を歩いて私は帰る訳ですけども、全く真っ暗な所です。防犯灯を建てる付ける電柱が無い。そうした中で、たまたまそういう水路がありましたので、防犯灯を付けてみたら結構これが良い仕事をしてるんです、するんです。担当の方から聞きましたら防犯灯に限らず有害鳥獣の電源にも十分使えますという事がありました。ですから利用目的はそういうものになるのかも知れませんが、何れにしてもそういう地域が町内にあちこちあるんじゃないかと思っております。出来れば普及をするように進めていただきたいというのが私の思いであります。た

7番
圓山議員

だ何れにしても今、仰った方式がどうか分かりません、2通りある。横に回転する分と縦横にまわる、いろいろあるんです。それで状況に応じて設置するみたいですが、はい。ですから出来ればこういう物を付けて必要とするところには、そういう資源を使った成果を出していただきたい。尚且つ何れにしても文化財の話しをまたして良いかどうか分かりませんが、こういうものを山の中に持ち込んでも十分に力を発揮するものじゃないかと、そういう意味では何も無いところ。わざわざ電線を引っ張るんじゃなくて自然の中においてトイレの設備なんかもあるんでしょうが、今からおそらく宿題がポツンポツンと出てくると思いますが、1つずつ何らかの形で対応していただきたいと思います。それはもうひとつ有害鳥獣の電柵等々については、補助金と言いますか、助成項目とかがありましたよね。もし買われる事が出来るのであればアピールをしていただきたいなと思うのですが如何でしょうか。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長

議員ご指摘のありましたように今、実際に言われたものはフォト島根に写真で載っておりますが、産業振興課の担当者に聞きますと、正しくその同じ物であろうという事を言っておりましたので、そういった物が紹介されております。その中にも現在、発電の能力があるとかそういったところを検証して実用化に向けて行きたいという趣旨のような事が書いております。本当にそういったところがありますと、今お話がありましたように、なかなか線が引けない場所であるとか、そういったところにおけるの電源供給の基にもなりますし、有効な物だと考えております。どうしても小水力とか新エネルギーと言いますと一定の規模のエリアを賄う電力量だと思っておりますので、大きい事業費も掛かりますが、こういったものであれば小回りのきくという事では非、今進められている研究の成果を期待して、いろいろな一定の成果が出るとしたらいろんなところの活用というのは考えられるものだと思っております。

議 長

再質問ありますか。7番圓山議員。

7番
圓山議員

私らみたいな山の中に住んでいますとね、地域の資源といたら前は山だし荒廃田だし、あとは水路がある。もう地域の資源というのは限られている訳です。ですから、やはり目線が違ってきますので、いろんな資源というのがその人その人によって違うんだろーと思います。それでもうひとつは今の水力発電、本当に有害鳥獣の電源に使う、僕は絶対に有りかなと思っております。若しくはもう1つ敢えて言うならば丸山の方の嘗て点いていた街灯がありましたよね、予算が無いというのであれが一番先に止まりましたけれども。ああいうのを復活にも繋がるんじゃないかなと思っておりますが、こ

7番
圓山議員 　　これは答えは求めません。というふうに地域の資源というものを有効利用するというような発想で、やはりしようとするところには是非とも復旧をして下さい。以上です。

議 長 　　答弁よろしいですね。
（「はい」の声あり）
　　はい、以上で、「地域資源の有効利用について尋ねる」の質問を終わります。

々 　　次に、2項目めの「町税の収納率の向上について」に対する答弁をお願いします。番外宇山町民生活課長。

番外宇山町
民生活課長 　　圓山議員のご質問うち2項目めの「町税の収納率の向上について」のご質問についてお答え致します。

　　道路運送車輛法第12条第1項によりますと、『自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠地の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。』と規定されています。

　　住所が変われば、軽自動車も住所変更手続きをする必要があります。

　　現在、転入される方々には、このような転入の手続きのしおりをお配りしております。この転入手続きのしおりに登録変更のお願いの項目を追加したり、またホームページや広報等により啓発を行い、軽自動車の住所変更をしていただく事によって、軽自動車税の増に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議 長 　　再質問ありますか。7番圓山議員。

7番
圓山議員 　　私なんかも微々たる物でも出来るだけ川本町に税金を落とそうと思って、たばこは町内で買っております。昔、あぁいうポスターがありましたね、たばこは町内で買きましょうって。何れにしても今その課長さんが言われました2012年4月12日の新聞掲載に、こういう記事がありました。島根県の県外者の職員、県職員の駐車料の問題という記事がありました。この中で他県に税金を払うのはどうなんだろうという事を言われて、県民が苦言を申したと。それに対して県は当然、違法者に対して促している訳であります。普通車は県税ですからね、でも普通車といっても島根県民が島根県に払うのは当たり前のものであって、他県に払うのはおかしい。ただ軽自動車、オートバイ、これは町税、町に入る。だったら尚さら町として喧しくいう時は喧しくいうべきだろうし、やっぱりこの中で違反者は罰金50万以下が科されると書いてあるんですが、これは違反者をどうやって見付けるんですか。車検

7番
圓山議員 証を見るんですか。我々の及ぶところじゃないと思いますが、何れにしても車検証か何か見ないと分からない。ならば車やさんあたりだったら車検の時に、これはあんたおかしいじゃないかって言えるのかも分かりませんが、もしそういうものを見た場合において、どういうふうに指導をすれば良いのか、お聞かせ下さい。

議 長 番外宇山町民生活課長。

番外宇山町
民生活課長 先ほど申しあげましたように転入のしおりの方にですね、手続きする方法と手続きする団体等を記入しましてですね、また町民生活課として役場として接触できる最初の時ですね、転任の時に移動していただくようになるべくお願いをしていきたいとおもっております。以上です。

議 長 再質問ありますか。7番圓山議員。

7番
圓山議員 それは今後されるという事ですね、今までそうしているって事ですか。今後そういう事をするっていう事ですか。過去に、この12年の新聞の記事を基に一般質問しましたらね、きれいに一人替えられました。長崎ナンバーだったです。そういう事例もありますけれどもね。やはり言うて良い時と、三原の地域も他県のもありました。これは普通車ですわね。これも替えられました。公職につかれた公職というか、特別国家公務員とか、それはやっぱりおかしいでってというような理由で替えられました。速やかに。やはりそういう事は当然の事として、対処していただきたいし、はたまた役場もね当然に指導をしていただきたいと思います。

議 長 答弁は。要ります、要らない。
（「要りません」の声あり）
はい、以上で、「町税の収納率の向上について」の質問を終わります。

々 次に、3項目めの「消防水利は万全か」に対する答弁をお願いします。
番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長 それでは、圓山議員の「消防水利は万全か」についてのご質問にお答え致します。

ご質問にもありましたように、1月に三原地区で家屋火災が発生し、1名の尊い命が失われました。謹んでお悔やみを申し上げます。

このような痛ましい火災がおきないように、消防署、消防団とともに防火活動に努めてまいります。

さて、消防水利は万全であったかというご質問でございます。当地区の消防水利と致しましては、近隣にため池が3箇所、また、防火水槽は南部峠に

番外森川総務財政課長

40 tが1基、下佐木集会所付近に30 tが1基あり、その他消火栓がございます。

当日は、大寒波により、降雪と凍結で消火活動は、大変厳しい状況でございました。積雪も多く、通常、消防水利として利用する、ため池が使えないという状況もあったようでございます。

十分な水利が確保できてはいなかったかもしれませんが、三原地域全体で見ますと、水利の状況は悪い方ではないと思われまます。全町で見ますと現在、消火栓が155箇所、防火水槽が52箇所であり、消火活動をするには、未だ十分ではない状況にあると認識をしております。また先ほど申しましたように今回のような積雪により消防水利として利用しにくい箇所もあると思われまますので、日頃から消防水利の確保のため、消防団と協力して状況を把握するとともに、水利の確保が急がれる地区については、優先順位をつけて整備をしていかなければならないと考えております。以上でございます。

議 長

再質問ありますか。7番圓山議員。

7番
圓山議員

1月にこうして家屋火災が三原でありました。たまたまた私もそのサイレンを聞いて現場に行きました。もう行った時には火の手が上がってしまって、それから消防自動車 came。先ず消防自動車の中に水を積んでいる、それを先ず放水して足りなくなったら繋ぐんですが、その繋ぎ先が先ず分からん、いやああの辺にあったんだがと消火栓を探されるんですが、ちょうどその積雪5センチ10センチぐらいでしたけれども、きれいに蓋をしておいてね、場所がはっきりと分からない。そういう場合、消火栓というのは立っているものなんですかね。それがひとつ分からなかった、尚且つ消火栓に繋いでも水が出ない。水の出ない消火栓というのは要らんもんじゃないですか。それでいくら速く良い消防車来ても水が出ない、水が無いんです。という事は消火栓そのものが役に立っていない。もっと言えば三原地域に水が無いんです。尚且つ寒い日が続いていますので凍結防止で每晚チョロチョロ水を出していたとかね、いろんな問題が重なっていたと思ひますが、荷担したんだと思ひますが、やはり消火栓というからには消火の時に役に立たないと意味が無い。それでそういう意味で防火水槽をあっちこっちに作ります。それは確かにそれはそれで良いんです。嘗て使っていた消防水利、ため池にね、こういう丸い表札があるんですね、あれは未だ何箇所かあるんですか。ため池に表示してある消防水利っていうのは、私が知っているのは2つぐらいあるんですが、何れも傾いている。そういう物がもし有るとすれば、その物を例えば手を加えて直して消防水利を確保するとか、なかなかそんなにため池に水が溜まらんのですよ。ならば昨今は防水シートがあつたりいろんな方法があるんだらうと思ひますがけれども、やはり確保するところは確保していただかないと、嘗てはそのため池の水が消防水利で十分に役割を果たしていたと思ひます。その辺に対して、ちょっと答弁をお願いします。

議 長

番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長

消火栓につきまして、その場所が分かり難かったというご指摘でございます。確かに全ての消火栓につきまして、その消火栓の場所を示す看板が設置していない箇所もございましたり、又は色が薄くなって分かり難くなっておる所もあろうかと思えます。そういった事につきましては毎年、消防署の方も点検をしていただきながら、こちらに報告をしていただいて順次そういう物は直していきたいというふうに考えているところでございます。また、ちょうど当日はですね、火災が発生した時間帯が皆さんが水を使われる時間帯と重なりまして、どう言いますか水圧が落ちている状況でなかなかその消火栓から十分な水が出なかったという事もあったというふうに聞いております。ですので消火栓ならば、必ず十分な水圧がというところもあろうかと思えますけれども、本当はその辺の回路がもうちょっと複雑になっていて、例えば町内の弓市を考えますといろんな方向で四方八方に水道管が入っております。そうしますと一箇所から抜いてもですね、いろんな箇所から水が補給されるのでそういった事が起こりにくいんですけども、どうしても一本で通っている水道管の中で抜きますと、下流側で使っているとなかなか圧が上がってこないというような状況もあろうかと思えます。ですので議員ご指摘のとおり消火栓だけで対応出来ない場合には、やはり防火水槽並びにこれまで有った、ため池、そういったものをご活用いただくというような事になるかと思えます。ため池についても消防水利として位置付けているのもございますので、そういったところの看板が十分でないところは、消防団と一緒に確認をしてそういったものも修繕が必要であればしていきたいというふうに考えております。

議 長

再質問ありますか。7番圓山議員。

7番
圓山議員

消防水利でございますが、嘗て三原のため池の修復、これは消防水利という事だけではなくして、ため池の修復という話がありました。確かに1個直すのに結構、経費が掛かりますのでね、でも今は昔みたいに粘土を入れてする作業ではなくて、もっと有効的な物が防水シートなんかがあるでしょうし、方法論とすればいろいろもっと経費を抑えて考えられるかなと感じております。それともうひとつ消火栓ですが、消火栓というのは複雑になっているのは私は知りませんが、何れにしても絶対的な水量が無いというのは、三原の水源がやはり弱いというのが解釈が成り立つ訳ですね、現在の水源が。それで地域によっては弱いところがあると聞いています。あの辺は水圧が無いとかね、それに対して対処というのはもっと考えられないものなのか。これは。

議 長

番外杉本地域整備課長。

番外杉本地域整備課長 水源地の問題でございます。議員ご指摘のとおりですね、三原地区の高い場所においては可成り水圧の低い場所があるという所も把握をしております。一定程度の水がタンクに溜まっておれば、そういった事も起きにくいんですけども、今年の大寒波のような事が発生し、1軒でも漏水が発生すると、そこら辺りの水が出にくくなるという状況も発生したのが事実でございます。再編事業において水道管あたりは全て老朽化した物は新しくしているというようなところがございます。根本的な解決にはなかなか繋がらないところがあると思いますが、状況は把握しておりますので徐々にそういったところに対して対応していきたいというふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。7番圓山議員。

7番圓山議員 いろんな条件が重なって、要は要るときに水が出ないという状況があったんだろうと解釈しますが、しかし結果論ではやはり水の出ない消火栓。だから出来るだけこういうものは直していただきたい。それに代わる防火水槽なり何かそういう物を徹底して作っていく。それは有事の時には良いですけども、他の面で使っていく場合が、やはり消火栓の必要性をするならば、その消火栓である必要があるんですから、意味の無い消火栓なら蓋をして取ってしまう。使うんだったら使うというふうに対処していただきたい。答弁は要ります。

議 長 番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 消火活動におきまして、消火栓の位置づけというのはどういったところにあるのかというところもあろうかと思うんですけども、まずは初期消火、その時に使う物が先ず消火栓ではないかと思えます。先ほど議員も仰ったようにタンクを積んだ消防車が来ます。それでその中の水を使う、そこが無くなるまでに消防団が駆けつけて近くの水利から中継をしながら、そこへ補給していく、そういった形のものがやはり基本ではないかなというふうに考えておりますので、消火栓だけで火事を消すというのは、なかなか難しいと考えております。ただ議員が仰るとおり消防水利の確保というのは、これは重要な事でございますので、これは先ほど言われたため池の件もそうですし、防火水槽の設置、それについてはその水量の足りないところ、そこをですね調べまして優先的に優先順位を付けて設置を考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。はい、7番圓山議員。

7番圓山議員 確かに仰ることは分かります。だから初期消火に使うのは消火栓だと思う。ただ、それすら出なかったっていう事なんです。たまたま私が目撃してたか

7番
圓山議員 　　ら悪かったんですかね。全く最初から出ない。だから全く情けない話しなんですけれども。それで今、防火水槽がそのため池なんかもね、確かに有るのは有るんですけれども、やはりいざ有事の時に対応出来るものをしっかり作っていただきたい。結果的にあそこは1軒だけで類焼する事はありませんでしたけれども、やはり要るときになって初めて役に立つものですから、いざという時に使えなければ意味がないという事をお願いして質問を終わります。はい、ありがとうございました。

議　長 　　以上で、3項目めの「消防水利は万全か」の質問を終わります。

々 　　これを持ちまして、圓山議員の一般質問を終わります。

々 　　以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。
本日は、これをもって散会と致します。お疲れ様でした。

(午後 3時17分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容に

おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員